

静岡県立大学内西いよ子奨学金の取扱いに関する細則

平成 31 年 3 月 29 日 細則第 62 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学内西いよ子基金規程第 3 条第 1 項第 1 号に定める事業について定める。

(使途)

第 2 条 本基金の使途は、静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府のうち薬学系大学院に在籍する博士課程又は博士後期課程の学生に奨学金を給付する。

(給付対象者)

第 3 条 奨学金の給付を受ける者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 学業、人物ともに優れ、かつ学生生活を続けていくために経済的援助が必要であること。

(2) 他の奨学金を受給していないこと。

(奨学生の数)

第 4 条 奨学生数は、各年度につき 3 名までとする。

(給付期間)

第 5 条 奨学金の給付期間は、奨学生として決定した年の 4 月から修了年の 3 月までとする。

(給付月額)

第 6 条 奨学金の給付月額は、50,000 円とする。

(奨学生の申請及び採用等)

第 7 条 奨学生の申請及び採用等は、この細則に定めるところによるほか、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 8 条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。